

北海道国立大学機構における反社会的勢力に対する基本方針

令和 6 年 1 1 月 2 8 日
国立大学法人北海道国立大学機構
役 員 会 承 認

北海道国立大学機構(以下「機構」という。)は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して市民社会の秩序や安全に脅威を与える集団又は個人(以下「反社会的勢力」という。)との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1 機構は、国立大学法人としての社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じません。
- 2 前項において、反社会的勢力からの不当要求に対し、機構は、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切応じません。
- 3 機構は、反社会的勢力による被害を防止するため、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。
- 4 機構は、反社会的勢力に対する資金提供及び便宜供与を一切行いません。
- 5 機構は、前4項に規定する措置を講ずるにあたって、組織全体として対応するとともに、反社会的勢力に対応する役職員等、構成員の安全確保に努めます。